

青森県公衆浴場入浴料金協議会の概要

1 協議会の目的

物価統制令第4条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を知事が指定するに当たって、あらかじめ関係者の意見を把握するため設置

2 委員

協議会の委員は、学識経験を有する者、利用者を代表する者及び公衆浴場を経営する者の計11名で構成されている。

3 協議会の開催

次のとおり協議会を開催した。

なお、協議会では、個々の公衆浴場の経営実態に踏み込んだ議論が行われることから、会議冒頭を除いて非公開とした。

- (1) 日 時 令和5年1月27日（金）13：00～14：35
- (2) 場 所 ウエディングプラザアラスカ（青森市）
- (3) 出席者 委員11名中9名出席

4 協議会において使用した資料の概要（県による試算額）

県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に、重油等の燃料代の変動分等を加味して試算した大人の入浴料金は、540.4円であった。

5 協議会として取りまとめられた意見

- ① 統制額の引き上げに対する反対意見はなかった。
- ② 経営が厳しい状況にあることは十分理解しているが、一方で引き上げによるさらなる利用者離れを懸念する思いも理解できる。
- ③ 利用される方々の生活に強く影響する可能性を考えると大幅な値上げも難しい。
- ④ 早急な改定を望む声が強いため、近隣県の状況も考慮してとりまとめる。
- ⑤ 入浴料金統制額は、大人480円、中人170円、及び小人80円とすることが適当である。

<委員の主な意見（要旨）>

（1）業者代表の意見

- ① 燃料代高騰等により経営がどうにもならない状況。
- ② 1日も早く料金を改定してほしい。
- ③ 人口減少に伴う利用者の減が大きな問題である。
- ④ 大人480円では足りないとの声もある中で、利用者離れを懸念し最低限の要望とした。

- ⑤ アンケートでは 500 円や 550 円を希望する声が多い。
- ⑥ 中人、小人の料金が長年据え置かれてきたが、中人 150 円は安すぎる。中学生になると、料金が 3 倍になり利用の敬遠につながっているため改定をお願いする。
- ⑦ 組合としては、大人 480 円(+30 円)、中人 170 円(+20 円)、小人 80 円(+20 円)でお願いする。

(2) 利用者代表の意見

- ① 一人暮らしの高齢利用者から値上げは困るとの意見を聞いている。
- ② 値上げはやむを得ないと考える。
- ③ 全国の状況を見ると、料金が高いのは大都市圏で県民所得も高い地域。利用者の立場としては、値上げ額を組合の要望額にとどめてほしい。
- ④ 公衆浴場がなくなると、そこで働く人の雇用の場も奪われ困る。
- ⑤ ポイント制、回数券、高齢者料金設定など工夫をしてほしい。
- ⑥ 近々銭湯を舞台とした映画が公開される。この映画がきっかけとなり銭湯の振興につながることを期待する。

(3) 学識経験者の意見

- ① 浴場業の厳しい状況が数字に表れている。
- ② 組合から提出された大人 480 円という料金は、はたして経営的にサステナブルなのかとの疑問もある。
- ③ 県と組合の調査結果の数字が異なっている。調査対象とした施設の規模によるものと思うが、より実態に近いのはどちらなのかと思う。
- ④ 改定額として要望額の 480 円がいいのか、県試算額の 540 円がいいのか、その中間がいいのか判断が難しい。

6 意見書

公衆浴場入浴料金の統制額について、協議会から知事に対し意見書が提出された。